町 議 会 を傍 聴 され る方 へ

✎議案書や予算書等の冊子類の資料は持ち帰りできませんが、冊子類以外の資料（議事日程や一般質問の通告項目など）は、お持ち帰りいただいても結構です。

✎スマートフォンなどは、電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますようお願いします。

✎児童及び乳幼児をお連れの方で、静かに傍聴することが困難な場合やどうしてもスマートフォンなどを使用しなければならない場合は、議場内のモニターの映像をテスト放送している議会ロビーでご覧になることができます。

傍 聴 され る際 には、下 記 事 項 を遵 守 願 い ます。

会議を傍聴される方は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入して下さい。

傍聴規則（抜粋）　※委員会の際は、議長を委員長と読み替えてください。

（傍聴席に入ることができない者）

第５条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1)　銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2)　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3)　はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼツケン、ヘルメツトの類を着用し、又は携帯している者

(4)　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第７条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5)　笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6)　下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7)　酒気を帯びていると認められる者

(8)　異様な服装をしている者

(9)　その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第６条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3)　はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4)　飲食又は喫煙をしないこと。

(5)　みだりに席を離れないこと。

(6)　不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7)　その他議場の秩序を乱し、又は議場の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第７条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第８条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第９条　傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。